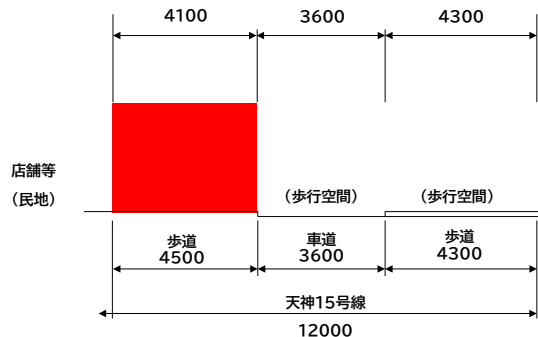


利便増進誘導区域の指定

<標準断面図>



【特記事項】

当該区域の活用にあたっては、以下の項目をすべて満たす場合のみ活用を認める。

- ①交通管理者と協議のうえ、車道の一部や歩道、公開空地において、歩行空間を十分に確保できると認められる場合
- ②交通管理者と協議のうえ、緊急車両の通行に支障がないと認められる場合

利便増進誘導区域①(イベント時)
4.1m×23.7m

利便増進誘導区域②(常時)
0.6m×6.6m

利便増進誘導区域③(常時)
0.9m×7.0m

利便増進誘導区域①(常時)
1.0m×7.9m

- : 利便増進誘導区域(常時)
- : 利便増進誘導区域(イベント時)